

福祉犯被害防止対策

近年、インターネット利用にかかる福祉犯被害が高水準で推移しており、令和3年中に福祉犯被害を受けた児童は、252人でそのうち80.6%（203人）が女子の被害です。

福岡県警が取扱った福祉犯事件の被害児童は、特に中学生・高校生が高い割合を占めており、性に関係した被害などを受けています。



福祉犯とは？

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪例） 青少年健全育成条例（いん行等）、児童買春・児童ポルノ禁止法・・・など

なぜ被害が多いの？

被害を受ける原因の1つとして、近年、スマートフォン等の利用者増加に伴いインターネットやSNS環境が普及していることが挙げられ、ネット上で、素顔が見えないことが安全への過信となり、リスクのある行動をとりやすくなっています。

現状は？

福岡県内における福祉犯被害者は、平成29年ころから高水準で推移しています。また、令和3年中におけるSNSに起因する福祉犯被害児童111人のうち、フィルタリング利用の有無が判明した被害児童75人のうち、93.3%がフィルタリングを利用していませんでした。

保護者の皆様へ！

「ペアレンタルコントロール」を知っていますか？

→保護者が子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、安全管理することをいいます。



～具体的な対策として～

① フィルタリングを設定しましょう！

フィルタリングとは、インターネット上の青少年に有害な情報を閲覧できなくなるプログラムやサービスのことを言います。

② お子さんと話し合ってルールを決めましょう！

- ・ 名前や顔写真、学校名などを書き込まない。
- ・ スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める。
- ・ パスワードは、保護者が管理する。



③ お子さんが裸の画像等を要求された場合や、既に送ってしまった場合等は被害拡大を防止するためにも警察に相談しましょう！

福祉犯被害を疑われる事案を認知したら、

緊急の場合は110番又は、最寄りの警察署に情報提供をお願いします。



福岡県 東 警察署

福岡市東区箱崎7丁目8番2号

電話：092-643-0110

担当：少年課